

焼却炉をお持ちの皆さんへ

基準を満たしていない焼却炉は使用できません

ダイオキシン類の排出抑制と廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物処理法施行規則が改正され、焼却炉の構造基準が強化されました。

このため、平成14年12月1日からは、次の基準を満たしていない焼却炉は使用できなくなりました。

- 1 焼却炉の構造基準
- 2 廃棄物を燃焼室で摂氏800以上で燃やすことができるもの
- 3 外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入できること
- 4 燃焼室の温度を測定できる装置があること
- 5 高温で燃焼できるように助燃装置があること

置があること

5 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること

現在設置されているほとんどの小型焼却炉は、これらの基準を満たしていません。

基準を満たしていない焼却炉による廃棄物の焼却は、軽微な焼却を除き規制の対象となります。

「軽微な焼却」とは、一般家庭の紙くずや落ち葉をたまに少量燃やす程度のことをいいます。

「問い合わせ先」

館林保健福祉事務所環境課

☎0276(72)3230

環境課

☎(84)4686

明和町消費者苦情相談員募集

消費者生活問題に関心のあるかた

町内に居住する25歳以上の女性で、消費者生活問題に関心のあるかたを募集します。

任期 平成15年4月1日～平成16年3月31日
募集人員 1名
仕事

町民からの消費生活に関する苦情の受け付け、処理等

消費生活に関する意見・要望情報等の町への通報

その他目的の達成に必要なことを受け付け 2月28日(金)までに経済課へお申し込みください。

経済課

内線353

花のまちづくりコンクール開催

応募期間は4月1日(火)～9月12日(金)

町では、第4回「花のまちづくりコンクール」を開催します。このコンクールは、町を花で美しく飾り、花と緑の環境づくりを行っている個人・団体等広く募集し、顕彰することにより、花と緑を用いたまちづくりのすばらしさを訴え、快適な生活環境の創出を促進することを目的としています。

そこで、花と緑の環境づくりを行っている個人・団体等を広く募集しますので、前回に引き続き奮ってご応募ください。

募集対象

●個人(庭先・農地等)

源泉徴収票が交付されます

老齢年金を受けている人には1月末までに、社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」が送られます。これには、昨年の1月から12月までの1年間に支払われた年金額、源泉徴収された税額、控除の内容が記載されています。年金のほかに収入があり確定申告をする人は、申告のときにこの源泉徴収票が必要となります。

もし、1月末までに届かない場合や紛失してしまったときは、太田社会保険事務所まで再発行できます。

●地域(庭先・農地等)

●会社・事業所

●官公署・学校・集会所等公共施設

応募期間 平成15年4月1日(火)～9月12日(金)
書類審査・現地審査 平成15年9月中旬

申込先 明和町花いっぱい運動推進協議会(経済課内)
申込方法 経済課に備えてある応募用紙に写真を添えてお申し込みください。

経済課

内線353

ますので年金証書を持って手続きをしてください。

なお、遺族年金、障害年金には税金がかかりますので、これらを受給している人には源泉徴収票は送られません。

また、介護保険料を年金から天引きされている場合の源泉徴収税額は、支払い金額から介護保険料額を控除した額で計算されています。

住民課

内線337